



1 種苗法を知っておきましょう

登録された品種の育成者権を保護するために存在します。

権利者、種苗会社、JA、小売店等

登録品種の種苗の購入

農業者等

植付、播種

自己の経営地で栽培

収穫

※1)一部除く

OK

次期作の種苗



穂木や種子



出荷

OK

市場等

他の農家等

海外への持ち出し

※有償無償問わず違反!

ダメ

自家増殖が制限されないもの

在来種、品種登録されたことがない品種、登録期間が切れた品種、育種目的の利用、趣味の利用(販売しない)
※ただし、地域団体商標を取得しているものは販売不可

権利者の利用許諾が必要な場合

- ・※1)自家増殖が禁止されている植物(現時点で約40品目)を増殖する場合
- ・果樹の苗木を専門業者に委託して増殖してもらう場合
- ・きのこの種菌を殺菌、空調等の設部を備えた培養センターのような特別な施設で増殖する場合
- ・購入した種苗をそのまま増殖用に用いる場合
- ・自家増殖して余った種苗を近所の農家に配布する場合(有償、無償問わず)

2 今月の生産者(No. 8)



インターネットの普及によって多くの人とつながりができました

まだまだ生長中のカリフラワー



上田 拓郎さん
(輪島市房田町)

～上田さん流の顔見えのコツ～

タヌキの侵入が課題です



(1) 市場との情報交換を大事に

- 需要が高い時期に需要が高い品目を計画的に作付け、出荷しています
- さらに前年の栽培の手応えをみながら、より効率的な品目を栽培するようにしています
- 自分の野菜がどこで販売されているかを教えてもらうことで、栽培の励みになっています

(2) 土づくりはかせない

- 近隣の水稲農家から米ぬかを手し、ぼかし肥料を作って畑に散布しています
- もみ殻も毎年散布しているので、畑の土はふかふかになり、根張りの良さが良い生育につながっています

(3) ピンポイントの防除で農薬の散布回数を減らす

- 日々作物を観察し、毎日かかさず農作業日誌を付けることで害虫発生のしくみがある程度わかるようになりました
- ムダな農薬散布がなくなり、コスト削減につながっています

◎お問い合わせはお近くの農協まで◎

JAおおぞら本店	52-3813	JAおおぞら町野支店	32-1107	JAすずし三崎支店	88-2041
// 輪島支店	23-1220	JA内浦町	72-2678	// 正院支店	82-0409
// 穴水支店	52-1172	JAすずし営農経済センター		// 中央支店	82-6400
// 門前支店	42-0514		82-7505	// 宝立支店	84-1311
// 能都支店	62-2130	// 西海支店	87-2014	奥能登農林総合事務所	26-2323
// 柳田支店	76-1236	// 日置支店	86-2211	珠洲農林事務所	82-3113